

## 平成30年4月 岩手県教育委員会定例会 会議録

### 1 開催日時

開会 平成30年4月16日(月)午後1時30分

閉会 平成30年4月16日(月)午後2時45分

### 2 開催場所

県庁10階 教育委員室

### 3 教育長及び出席委員

高橋 嘉行 教育長

八重樫 勝 委員

小平 忠孝 委員

芳沢 荃子 委員

畠山 将樹 委員

新妻 二男 委員

### 4 説明等のため出席した職員

今野教育次長兼教育企画室長、岩井教育次長

鈴木特命参事兼企画課長、山本予算財務課長、佐藤特命参事兼学校施設課長、永井教職員課総括課長、荒川小中学校人事課長、梅津県立学校人事課長、佐藤学校調整課総括課長、鈴木産業・復興教育課長、藤澤高校改革課長、橋場生徒指導課長、小久保学校教育課総括課長、里館高校教育課長、佐藤特別支援教育課長、荒木田保健体育課総括課長、佐藤生涯学習文化財課総括課長、鎌田文化財課長

教育企画室：長澤主任主査、金野主査(記録)、小野寺主事

### 5 会議の概要

#### 第1 会期決定の件

本日一日と決定

#### (議案)

#### 第2 事務報告1 平成30年2月県議会定例会の概要について(教育企画室)

別添事務報告により報告

八重樫委員：学力向上について、県全体で授業の進め方や板書の書き方等が共有されているかとの質問がありました。この質問の趣旨は何だったのでしょうか。

小久保学校教育課総括課長：2月に一関市内で、秋田県の学力向上に携わった方の講演があり、そこに議員が出席されたと承知しています。その場で、秋田では統一的な取扱いがなされているとの話があったことから、本県ではどうかという質問につながったものと理解しております。

八重樫委員：議員が、ある地区をつぶさに見ての質問というわけではないのですね。

小久保学校教育課総括課長：実際に議員本人がある地区をつぶさに見たかについては、申し訳ありません。議員本人もブログ等で講演の所感を綴っておりましたので、その講演を聞いての質問と認識しています。

八重樫委員：授業の進め方や板書の書き方等については、教員養成課程や新採用職員研修などで徹底されていて、それは昔から変わらないと思っていました。もし今はそうでないとなれば、現場としてどうなのかと感じたので、今の質問をしたところです。

教育長：秋田県は全国学調でもトップクラスの成績を上げている県ですが、当該議員は、全て秋田と同じやり方をすべきということではなくて、子どもたち一人一人の力を伸ばすためには、教員としての基礎的な指導があるはずであって、それをしっかりやってほしい、それをしっかりやっているかという確認の意味での質問だったと思います。総合教育センター始め様々な研修の機会や学校内でのOJTも通じてしっかりやっています、今後とも、教員がやりがいをもって教

壇に立てるように取り組んでいきますという趣旨で担当の課長から答弁したものです。八重樫委員からお話のあった点も十分踏まえながら、今後ともしっかり取り組んでいきます。

島山委員：意見として2点述べさせていただきます。1点目は、子どもの貧困の問題です。家庭の様々な問題が積み重なって、子どもの貧困の問題が生じていることと思います。この問題は非常に見えにくく、深刻化していると実感しています。学校や担任の先生方が、子どもの家庭の状況を一番よく知っていることと思いますので、答弁にもありましたとおり、しっかりとした取組を進めていってほしいと思います。もう1点は、先生方の働き方の件です。多くの保護者は、先生方が多忙を極めていることはよく理解していると思います。県民もそのことを理解しているからこそ、議会での質問の多さにつながっているものと思います。保護者の願いは、先生方に、時間的にも精神的にもゆとりをもって子どもに接してほしいということだと考えます。そのための改革には理解を示していると思いますし、期待しているところも非常に大きいと思います。先生方のため、ひいては子どもたちのため、答弁にあるような取組を推し進めていってほしい意見とします。

鈴木特命参事兼企画課長：子どもの貧困対策についてですが、保健福祉部では、まずは実態を明らかにし、その上で施策を講じるため、アンケート調査を児童、家庭に対し行う予定としています。現在、具体的に困っていること等、個別事例ごとにフォローできるような調査とするため内容を詰めているところです。福祉的なフォローであれば保健福祉部が担当になりますが、学力の保証等、教育サイドのフォローが必要な中身であれば、教育委員会としても積極的に対応していかねばならないと考えています。

永井教職員課総括課長：教職員の働き方改革についてですが、平成30年度予算においてスクールサポートスタッフ等必要な予算を措置したところですし、学校閉庁日等の取組についても積極的に進めていこうと考えています。こうした対策をしっかりとまとめて、教育関係者それから保護者の理解と合意を得た上で進める必要があることから、働き方改革プラン（仮称）を策定することとしています。現在、その準備を進めているところです。

島山委員：子どもの貧困対策について、各市町村で色々な取組が進められているところですが、盛岡市では、先生、民生委員、社会福祉士そしてNPOがいっしょになって、アウトリーチをかけるような積極的な取組を行っています。全県的によい取組を広げられるよう、県教委、そして県として、引き続き取り組んでいって頂ければと思います。

新妻委員：質問と意見になります。まずは学校司書について質問があったようですが、学校図書館への司書配置について、これはいわゆる司書教諭なのか、司書なのか、又は両方なのか。議会での質問があったのはどれにあたるのでしょうか。

永井教職員課総括課長：この質問の趣旨は、司書教諭か司書かといったものではございませんで、学校司書としての職務を果たせる職員をきちんと配置すべきだというものでした。県教委としても学校司書の配置を着実に進めてきているところですが、全国調査の数値と比べますと十分とは言えないところもございますので、学校とも連携して、きちんと業務を進められる内部体制を、そして県教委としての職員配置体制を、しっかり整えていきたいと考えています。

新妻委員：ある大学では、司書教諭の講習を行っていたのを、事情によりやめています。これの代わりと言いますか、その大学は司書の資格講習を行っていますが、養成・確保に向けて少なからず大学にも責任があるのかなと考えているのですが、そのあたりも関係しているとすれば、打開策を考えねばという思いがあってお聞きした次第です。希望者も減っているという話も聞きますが、養成・確保という点からも、この問題を御検討頂ければと思います。それから、部活動指導員の件も質問に出ていましたが、答弁では、専門的な指導を受けられないでいる子どもたちや、先生方からすれば専門外の指導を割り当てられるとか、当面の措置としてはそういった負担を軽減するねらいがあると理解してよろしいでしょうか。

荒木田保健体育課総括課長：委員からお話のあったとおりです。働き方改革の一環として、専門外の指導を行う場合の負担軽減策としての取組になります。併せて、休養日の設定等国のガイドラインに沿った対応をしようとするものです。

小平委員：免許外教員に関する質問がありました。免許外教員が対応せざるを得ない場合がありますが、経験したケースからすると、専任の教科だけでなく他の教科も担当することで、他の教員との教科面でのコミュニケーションが生まれること等により、教員の資質向上に資する場合があります。そこで、この議会での質問の趣旨と、県教委では免許外の申請が来た場合、どのように対応しているのかをお聞きします。

佐藤学校調整課総括課長：質問の趣旨についてですが、小規模校では教員数が少なく、専門外の教科を指導しなければならない場合があるが、教育の質の保証という点から、専門教員がしっかり指導することが必要ではないか。また、実際小規模校に配置された免許外を担当する教員の負担に対しどのような支援がなされているのか、また、免許外はあくまで専門外であって、限られたケースのみの対応であり、国の規制も強くなった場合、遠隔授業等で対応できるようになるのかという趣旨でした。

小平委員：企業からは、読み書きそろばん、そして挨拶、少なくとも基礎学力を備えた人材を、という声もあります。専門の先生が教えるほうがよいのはもちろんですが、先生の人数に限りがある一方で国の規制もあるとすれば、そのあたりはいかがでしょうか。

佐藤学校調整課総括課長：免許を持つ教員が指導するのが原則ではありますが、学校の事情でやむを得ず免許外の申請を出すこともあると思います。その場合は、実態に応じて対応しております。

八重樫委員：災害時の校長の対応についての質問もありました。沿岸の学校に、内陸に住んでいる管理職が配置されていることもあるので、管理職不在時の場合も含めて、学校の教職員全体で緊急時の対応を身に付けておくべきと考えます。

第3 報告1 岩手県教育委員会が保有する個人情報保護等に関する規則の一部を改正する規則に関する専決処理の報告について（教育企画室）

別添資料により報告

第4 議案1号 岩手県教育振興基本対策審議会委員の任命及び解任に関し議決を求めることについて（教育企画室）

別添議案により説明

原案どおり決定

第5 議案第2号 岩手県文化財保護審議会委員の任命に関し議決を求めることについて（生涯学習文化財課）

別添議案により説明

原案どおり決定

議案第3号以降については、非公開とする議決がなされた。

第6 議案第3号 学校職員の分限処分の臨時専決処理に関し承認を求めることについて（教職員課）

別添議案により説明

原案どおり承認

第7 議案第4号 学校職員の懲戒処分の臨時専決処理に関し承認を求めることについて（教職員課）

別添議案により説明

原案どおり承認

第8 議案第5号 学校職員の懲戒処分の臨時専決処理に関し承認を求めることについて（教職員課）

別添議案により説明

原案どおり承認

会議結果の公表は、教育長に一任することとして議決された。